



相談情報

2010年12月
VOL. 145

発行 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
(山口県地域福祉権利擁護センター)

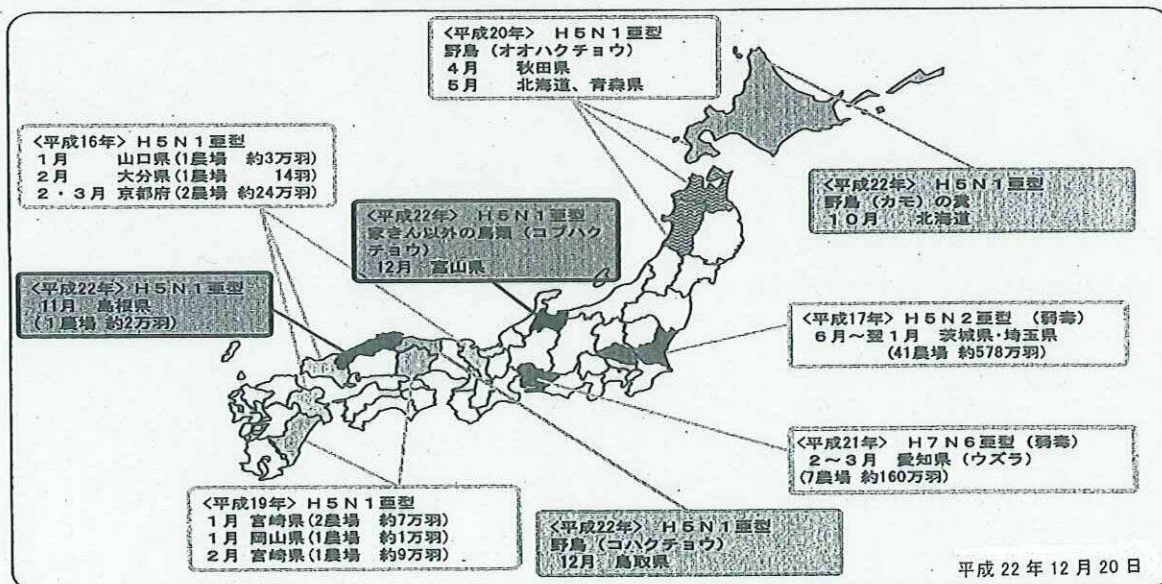
鳥インフルエンザ (H5N1) について

11月に、高病原性鳥インフルエンザ (H5N1型) が、島根県で発生し、その後、富山県、鳥取県、鹿児島県と発生が確認されています。専門家は、シベリアなどの北方の営巣地から渡り鳥がウイルスを国内に運んだ可能性があるとして指摘しています。

日本では発症した人は確認されていませんが、このインフルエンザに感染した場合の主な症状は発熱、呼吸器症状、下痢、多臓器不全等で、私たちに全く免疫がないため、重症化し流行する可能性があります。治療としてはタミフル等を用いた対処療法となっています。

野生の鳥は、インフルエンザウイルス以外にも人に病気を起こす病原体を持っている可能性があります。衰弱または死亡した野鳥、またはその排泄物を見つけた場合は、直接触れないこと。もしも触れた場合には、速やかに手洗いやうがいをお願いします。

日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況



出典：農林水産省・厚生労働省HPより

問い合わせ先：地域福祉権利擁護センター TEL083-922-1211

<相談事例>

Q1 私は三人兄妹ですが、両親はすでになく、姉は結婚して遠くで暮らしていますので、障がいを持つ兄と二人暮らしです。私はもともと病弱ですし、二人とも高齢になり先のことが心配になってきました。私が先に死んだら、私の葬式などの手続きは誰がするのでしょうか。また、兄が一人になってしまうので、先々のことがとても心配です。兄が困らないように、私の財産が兄だけにいくようにしたいのです。私たち兄妹に冷たい態度の姉には何もやりたくありません。

A1 あなたの死後、財産がお兄さんだけにいくようにするには、公正証書で遺言書を作るといいでしょう。兄弟には相続の遺留分がありませんので、お姉さんにあなたの財産がいくことはありません。また、あなたの周りにおられる近い人に、あなたが亡くなった後の葬式やお兄さんの世話のことなどをよく相談しておかれるといいでしょう。

Q2 母は20年前に亡くなり、一人暮らしをしていた父は平成18年に脳梗塞になり認知症の症状がでてきました。私は実家から離れて暮らししており、実家の近くに住む妹が、私には相談もなく父の預金を自分の家の金庫で管理しています。私は近いうちに実家の近くに引越す予定ですが、父の財産をきちんと管理するにはどうしたらいいのでしょうか。

A2 成年後見制度を利用されるといいでしょう。これは判断能力の不十分な状態にある本人について、本人や家族などの申立てにより、家庭裁判所が適任と認めるものを成年後見人等に選任する制度で、自分の財産等を管理する能力が低下した方のための制度です。本人の住所地を管轄する家庭裁判所に、お父さんのお金を管理したいことをご相談ください。妹さんが後見人になって、あなたが後見監督人になる。または反対の場合もあります。弁護士等を後見人にして財産管理をしてもらい、身上監護はあなたたちがするということもできます。

法律・心理専門相談日

相談は無料です。お気軽にご利用ください。（平成23年）

	項目	相談日		時間	備考
1月	法律	11日(火)	25日(火)	10:00~12:00	予約制 面接のみ
	心理	6日(木)	20日(木)	15:00~17:00	
2月	法律	8日(火)	22日(火)	10:00~12:00	予約制 面接のみ
	心理	3日(木)	17日(木)	15:00~17:00	
3月	法律	8日(火)	22日(火)	10:00~12:00	予約制 面接のみ
	心理	3日(木)	17日(木)	15:00~17:00	

☆ 認知症の相談は、

認知症コールセンター 083-924-2835 へ

◇ 専門相談(予約)についてのお問合せは・・・

午前 8時30分 から 午後 5時 まで

※ 平日のみの受付になります。

TEL 083(922)1211

FAX 083(922)1295

ホームページ <http://www.yamaguchikensyakyō.jp>

山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口市大手町9番6号

ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館1階